

令和元年度

定期監査(前期)報告書

長野市監査委員

元監査第77号
令和元年9月30日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する、令和元年度定期監査（前期）の結果に関する報告を同条第9項及び第10項の規定により提出します。

第1 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

監 査 の 対 象	期 間
地域・市民生活部 篠ノ井支所 信里連絡所 川中島支所 浅川支所 大豆島支所 若槻支所 安茂里支所 小田切支所 豊野支所 戸隠支所 こども未来部 皐月かがやきこども園 安茂里保育園 共和保育園 西部保育園 青木島保育園 教育委員会 小田切交流センター※ 大豆島小学校 浅川小学校 共和小学校 青木島小学校 三本柳小学校 戸隠小学校 北部中学校 犀陵中学校 戸隠中学校	平成31年4月10日から 令和元年9月18日まで

※監査の対象は、平成30年度は小田切公民館、令和元年度は小田切交流センターとした。

第3 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出による書類監査を実施するとともに、関係職員から説明聴取を行った。

また、特に次の3項目を重点項目として監査を行った。

- (1) 現金の取扱い及び備品の管理状況について
- (2) 契約事務について
- (3) 負担金、補助及び交付金の交付事務について

第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 重点項目

(1) 物品等の管理を適正に行うべきもの

物品の貸付けについて、長野市財務規則第 174条に規定する物品の貸付け手続きを行わずに外郭団体に物品を貸し付けていた。

規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【小田切支所 戸隠支所】

(2) 契約締結事務を適正に行うべきもの

自家用電気工作物（高電圧で受電して電気を使用する設備）保安管理業務委託について、随意契約として地方自治法施行令及び長野市契約規則で規定する条項を適用しているが、契約の相手方として特定する具体的な理由を記載していない事例及び過去において請け負った相手方を理由としている事例があった。どちらの事例も、随意契約を適用する理由としては不適切な内容であった。

法令等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【豊野支所 小田切公民館】

(3) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うもの

ア 長野市一支所一モデル事業補助金交付要綱及び長野市支所発地域力向上支援金交付要綱で、実績報告書に添付することとされている事業の実施状況を写した写真が添付されていない事例があった。

要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。

【浅川支所 豊野支所】

イ 長野市支所発地域力向上支援金交付事業において、交付申請前に実施した事業に要する経費を補助対象経費に含めている事例があった。

財務規則及び要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。

現状においては、年度当初から事業に着手する団体もあることから、早期に交付申請ができるよう、募集及び選考する時期を早められたい。

【若槻支所 戸隠支所】

ウ 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金について、確認不足により、助成対象とされない日を含む実績報告書に基づき進達書を作成したため、過支給となっている事例があった。

要綱等に基づき、適正な事務処理をされたい。

【戸隠小学校】

2 収入事務

徴収事務を適正に行うべきもの

コピー使用料について、納期限を定めず納入通知書を発行している事例があった。
適正な徴収事務をするべきであった。

【小田切公民館】

3 支出事務

郵便切手等の管理を適正に行うべきもの

ア 所属で管理する郵便切手等について、在庫確認をしていなかった事例、通信費受払簿が未整備であった事例、また、在庫と通信費受払簿が一致していない事例があった。
郵便切手等は金券であり、適正に管理されたい。

【小田切支所 三本柳小学校】

イ 保育・幼稚園課から保護者あて入所内定通知書発送用として交付された郵便切手について、残余分を返納せず、通信費受払簿も作成していない事例があった。
郵便切手は金券であり、適正に管理されたい。

【共和保育園 西部保育園】

4 財産管理事務

施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

ア 長野市立公民館条例施行規則では、公民館を使用しようとする者は、長野市立公民館使用（利用）許可申請書を使用しようとする日の前日までに提出しなければならないが、使用当日に申請を受理し、許可している事例が散見された。
また、同規則で規定する同申請書に、住所、代表者名、使用等する人員のいずれかの記載がないまま受理し、許可している事例があった。
規則に基づき、適正な事務処理をするべきであった。

【小田切公民館】

イ 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則で規定する長野市交流センター利用許可申請書に、許可を受けようとする者の住所が記載されないまま受理し、許可している事例があった。
規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【小田切交流センター】

第5 意見

書類監査及び関係職員の説明聴取を通して、留意されたい事項について、次のとおり意見を添える。

保育園の時間外保育申込みについて

長野市保育所等における時間外保育及び延長保育の実施に関する要綱では、保護者は利用を開始しようとする日の属する月の前月の25日までに申込書を提出しなければならないとしているが、利用後に申込書を受付している事例が散見された。

この事例の利用者全てが短時間保育認定者（保育時間：午前8時30分～午後4時30分）で、急遽、勤務時間が延長になった等の理由により、午後4時30分以降の時間外保育利用が必要となったものである。このような不測の事態では、受入れを拒むことはせず、保育士間で調整し対応している。

利用実態に整合した要綱となるよう検討されたい。

